

令和5年

第9回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和5年9月29日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和5年 第9回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和5年第9回阿賀野市農業委員会総会は、令和5年9月29日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1 番 本 田 充	2 番 中 村 孝 幸	3 番 齋 藤 正 人
5 番 渡 辺 隆	6 番 上 松 千 恵	7 番 本 間 多佳子
8 番 皆 川 光 浩	10 番 齋 藤 瑞 穂	11 番 菅 井 茂
12 番 渡 邊 悟	13 番 笠 原 尚 美	15 番 見尾田 正行

○推進委員

1 番 渡 邊 聡	3 番 圓 山 徳 明	4 番 塩 田 亨
5 番 那須野 一 吉	7 番 小 林 隆 司	8 番 伊 藤 剛 栄
9 番 齋 藤 広 範	11 番 松 崎 学	

3 欠席委員

○農業委員 4 番 曾 我 憲 司、9 番 阿 部 萬紀夫、14 番 小 林 章 男

○推進委員 2 番 辻 繁 雄、6 番 五十嵐 和 則、10 番 長谷川 政 男

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	五十嵐 明彦
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第5号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更について
日程第8	報告第1号 農地法の適正を受けない事実確認証明書の交付について
日程第9	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長
(見尾田)

定刻となりましたので、ただ今より令和5年9月定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は12名です。定足数に達しております。

本日の欠席委員は、4番 曾我委員、9番 阿部委員、14番 小林委員
推進委員の欠席は、2番 辻委員、6番 五十嵐委員、10番 長谷川委員であります。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

5番 渡辺隆委員、6番 上松委員、7番 本間委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認め、議事録署名委員を5番 渡辺隆委員、6番 上松委員、7番 本間委員にすることに決定しました。

続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。

会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。

本日の書記は、五十嵐局長、大瀧次長、斎藤係長、野崎係長であります。

それでは、日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転が2件2筆、面積が529㎡です。

受付番号13番、粕島字中島(なかじま)、地目、台帳は田・現況は畑、地積125㎡です。譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、贈与です。

続きまして受付番号14番、嘉瀬島字下り道(さがりみち)、地目、台帳・現況とも畑、地積404㎡です。譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額140,000円の売買です。

農地法の改正により、令和5年4月1日から下限面積が撤廃されたことにより申請が可能となった案件であり、譲受人は農地法第3条2項の要件を満たし畑として利用する旨、確認済みです。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

	また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。 次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。 また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。 受付番号 14 番は今後、半年程度を経過後、担当推進委員へ現地調和要件確認を再度依頼します。 以上で議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、ご質問がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	(「なし」の声)
議長 (見尾田)	質疑なしと認めます。お諮りします。 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
	続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項による許可申請についてを、議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長をお願いします。
事務局 (野崎)	議案書 3 ページをご覧ください。 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。 受付番号 1 番、永久転用です。申請人は記載のとおりです。 土地の所在が宮下字道上（みちうえ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積が 500 m²です。 転用目的は、境内地（授与所・駐車場）で、始末書付きの案件です。 工事期間が令和 5 年 10 月 2 日から令和 5 年 10 月 2 日まで。 農地区分につきまして、申請地は集落の住宅が連たんしている区域の農地であり、第 3 種農地と判断いたしました。 許可基準は、許可可能であります。 転用事由は、農地法の許可が必要であることを知らずに、参拝者用駐車場の造成及び授与所・販売所の建築を行っていたことが分かったため申請するものです。場所につきましては 4・5 ページの位置図・案内図をご覧ください。

	笹神地区 宮下集落の神社の入口付近に位置する土地です。 6 ページは更正図です。申請地を濃く塗りつぶして表示しております。 7 ページは土地利用計画図 兼 排水計画図です。 申請地 500 m²と既存境内地等の一部 907 m²を足した 1,407 m²の用地です。 以上で議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。 この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地調査報告をお願いいたします。 1 番案件について、3 番 齋藤正人委員より、現地確認報告をお願いします。 齋藤委員をお願いします。
委員 (齋藤正人)	3 番齋藤です。よろしくお願いします。 受付番号 1 番です。9 月 25 日に委員 3 名事務局 3 名で現地確認に行っていました。宮ノ下の農地の転用許可申請です。 内容の方は事務局の説明のとおりでございます。6 ページの更正図、7 ページの土地利用計画図の図面を見てください。皆さんもご存じのとおりですが、駐車場と建物 2 棟建っております。よって、始末書付の案件でございます。以上です。よろしくお願いします。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 現地確認報告が終わりました。これから審議に入ります。 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	(「なし」の声)
議長 (見尾田)	質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認めます。 したがって、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いします。
事務局 (野崎)	議案書の 9 ページをご覧ください。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。受付番号 20 番、賃貸借権設定による一時転用です。 借り人・貸し人は記載のとおりです。 土地の所在が羽多屋字諏訪ノ前(すわのまえ)、地目 台帳・現況がとも

に田、地積 2,961 m²の内m² 165 m²、これを含めまして合計 8 筆で 23,259 m²の内 1,811 m²です。

転用目的は仮設道路で、資金計画は記載のとおりです

工事期間が令和 5 年 10 月 19 日から令和 8 年 10 月 18 日までです。

農地区分につきましては、農用区域内でありますが一時的な利用であり許可できるものであります。

転用事由は、山の土採取をするために他の土地での代替可能性がないため、土採取に伴う仮設道路として農地転用許可を得て 3 年間使用していた土地で、転用期間が 10 月に終了となりますが事業がまだ終わらないため改めて一時転用申請をするもので、やむを得ないものとして受け付けたものです。場所につきましては、10・11 ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区 羽多屋集落と二本松集落の中間に位置しております。

12 ページには更正図に当該地を斜線で表示しております。

13・14 ページには土地利用計画図と排水計画図を載せてあります。

北東側の採取地から南東側の市道籠田山本線の間の仮設道路になります。

続きまして、15 ページになります。

受付番号 21 番、所有権移転による永久転用です。譲受人・譲渡人は記載のとおりです。土地の所在が女堂字加畑（ちゃばやけ）、地目 台帳・現況がともに畑、地積 597 m²です。

転用目的は木材置場、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が許可日から令和 6 年 3 月 31 日まで。

農地区分につきましては、集落の住宅が連たんしている区域内にあり、第 3 種農地と判断いたしました。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は女堂集落で工房を営んでおり、手狭になってきたことと、規模拡大のため、当該地を木材置場として申請するものです。

場所につきましては、16・17 ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区 新発田市から国道 290 号を南下し、折居川を過ぎて南西方向に 200m ほどのところに位置しております。

18 ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。19 ページは土地利用計画図 兼 排水計画図です。

道路側の宅地 2 筆と申請地を一体として活用する計画です。

雨水は地下浸透の計画です。北側と西側の農地に接する部分には、丸太を利用した土留めをする計画です。

以上で議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地調査報告をお願いいたします。

20 番案件と 21 番案件について、5 番 渡辺隆委員より、現地確認報告をお願いします。

委員
(渡辺隆)

5 番 渡辺です。受付番号 20 番の説明をいたします。こちらの申請地は平成 21 年頃から更新を続けてきて道路周辺を見ても何も問題なくまた、今年の夏の水不足の時に川からポンプで水をくみ上げてやった。地域に貢献している会社で問題無いと見てまいりました。以上です。

受付番号 21 番ですけど、事務局の説明どおりで、木製の皿などの製品を

作っている工房で、１９ページをご覧ください。現在地番の６６０の工場兼作業所で作業していて、手詰間で将来を考えて拡大する者です。隣の１２３５の１に古い家が建っていますが、取り壊して１２３４－１は竹や杉が繁茂しているところを伐採整地して木材置き場にする計画です。
問題無いと見てまいりました。以上です。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
現地確認報告が終わりました。これから審議に入ります。
議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。
したがって、議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代いたします。

続きまして、日程第６ 議案第４号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
齋藤 係長、お願いします。

事務局
(齋藤)

議案第４号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。
今月の受付状況は、賃貸借権設定 ５件 ３０筆 32,296.00 ㎡
はじめに賃貸借権設定の案件です。２１ページをご覧ください。
２１ページ１番から２３ページ５番まで、更新案件となりますので、説明を省略させていただきます
以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件である 農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。
利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である 農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
農作業に、常時従事すると認められること。
利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である 地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
利用権を設定する土地について、関係権利者 全ての同意が得られていることの各要件を 満たしていると考えます。
また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。
以上で、議案第４号 農業経営基盤強化促進法の規定による 農用地利用集

	積計画の決定について説明を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。 議案第４号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	(「なし」の声)
議長 (見尾田)	質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第４号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認めます。 したがって、議案第４号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして、日程第７ 議案第５号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 齋藤係長、お願いします。
事務局 (齋藤)	議案第５号阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更(案)について、説明申し上げます。 説明資料は、議案書の別冊になります。１ページをご覧ください。 はじめに、この事業については、農地の集団化等を図るため、関係法令に基づいて、農業委員会が農地の出し手、受け手の申し出を受け、当委員会ですで定めるあっせん基準の要件を満たした受け手に、あっせんを行う事業となっています。 変更理由ですが、農業経営基盤強化促進法等の一部改正が令和５年４月に施行されたことに伴う変更及び阿賀野市農業経営基盤の強化の促進に関する。基本的な構想の変更によるものです。変更内容ですが、農業委員会が (１) 農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第４項に規定する農地中間管理機構を 削除。 (２) 農業経営基盤強化促進法第１９条第１項に規定する地域計画の区域内において、あっせんにより権利を取得させるべき者を定める旨の記載を追加。 (３) 地域計画内の基盤強化法第４条第３項第１号に規定する利用権の設定等について、あっせんの申出等があった場合は農地中間管理機構の活用を促す記載を追加。あっせん基準(案)全文は３ページ以降に掲載しております。 また、変更箇所がわかる新旧対照表は２８ページ以降に記載しております。承認をいただいた後、県に提出し認定が下りた後、変更となります。 以上であっせん基準の変更に係る説明を終わります

議長 (見尾田)	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。 議案第5号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更について、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	(「なし」の声)
議長 (見尾田)	質疑なしと認めます。お諮りします。 議案第5号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認めます。 したがって、議案第5号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして、日程第8 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いいたします。
事務局 (野崎)	議案書 250 ページをご覧ください。 報告第1番号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明をいたします。受付番号6番、申請者は記載のとおりです。 土地の所在が折居字外屋敷(とやしき)、地目 台帳・現況がともに畑、地積が990㎡、これを含めまして合計11筆で12,695㎡です。新地目が山林です。申請理由は、申請地の外屋敷は、申請者の両親が住居から近い場所で畑として耕作しておりましたが、老化に伴い平成10年ころより耕作ができない状態となっております。外10筆の土地は周辺が山林で元々日照不足であり、両親の住居からも遠く、田畑の管理が難しいことから昭和50年ころより耕作をしていない状態が続き、山林化して現在に至っております。 農地の復旧は難しく、継続的な利用も困難なため農地台帳から除外をお願いするものです。申請地の確認は、令和5年8月2日に現地確認を行いました。申請地は、笹神地区 折居集落 国道290号の東側 山林地帯に点在しております。車両通行の困難な場所が多く、木々が生い茂り耕作できる状態ではありませんでした。農地として復旧するには、木の伐採・伐根・整地が必要で、極めて困難な状態であることが認められました。 農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地として、「その他の農地」の第2種農地と判断しました。 場所につきましては、26～28ページの位置図・案内図をご覧ください。 29～35ページの更正図に申請地11筆を濃く塗りつぶして表示しております。これにつきましては、県の通達により事務局長専決による事務処理を行い、証明書を交付したことを報告いたします。 以上で報告第1号、農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。 報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。

	よろしいでしょうか。
委員	(「なし」 の声)
議長 (見尾田)	ご承知おきをお願いします。 続きまして、日程第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いいたします。
事務局 (野崎)	議案書の37ページをご覧ください。 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。 今月は4件あります。契約内容別では、農地法第3条の使用貸借権設定の解約が1件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が3件です。 解約事由の主なものでは、売買のための解約が37ページの52番です。 続きまして借り手の変更のための解約が49番、借り手体調不良のための解約が50番、51番です。そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。 以上で報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。 報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	(「なし」 の声)
議長 (見尾田)	ご承知おきをお願いします。 以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。

— 14時16分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年9月29日

議事録署名委員 5 番

印

議事録署名委員 6 番

印

議事録署名委員 7 番

印

議長
農業委員長

印